

(基本理念)

第3条 ○観光づくり地域活動の促進

- 1 観光立県は、観光づくり地域活動を促進することにより、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが特に重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならない。

【説明】

本条では、条例全体にわたる観光立県実現のための基本的な考え方を基本理念として規定しています。

本項では、観光づくり地域活動の促進について規定します。

観光づくり地域活動により、多くの方々の来訪を促進することで、これに伴う経済面での活性化が図られるだけでなく、観光づくり地域活動を通じて地域の個性や特色を伸ばし、地域住民の誇りと愛着が生まれ、結果として魅力ある活力に満ちた地域社会を形成するという認識に立って取組を進めることが重要です。

(基本理念)

第3条 ○まちづくり・地域づくりによる来訪者との交流の促進

- 2 観光立県は、多様な主体が行う又は多様な主体と地域に来訪する者とが一体となって行う観光づくり地域活動その他の魅力ある活力に満ちた地域社会の形成に向けた取組により、多様な主体と地域に来訪する者との間の交流（以下「来訪者との交流」という。）を一層促進することが重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならない。

【説明】

本項では、まちづくり・地域づくりによる来訪者との交流の促進について規定しています。

前項第1項で述べた「観光づくり地域活動」のみならず、多様な主体によって行われる、又は多様な主体と来訪者とが一体となって行われる様々なまちづくり・地域づくりの取組が、地域の特徴や地域の魅力を向上させ、そのことが多くの来訪者を招き、交流をさらに促進すると考えられます。

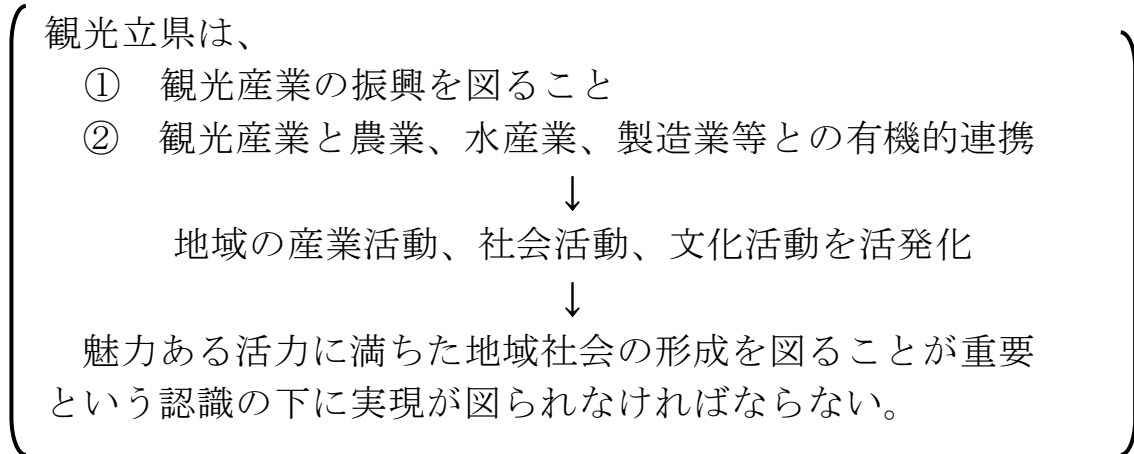
各地で行われるまちづくり・地域づくりの取組を促進することが、観光立県を目指す上で重要であるという認識に立って、その実現を図ります。

(基本理念)

第3条 ○観光産業の振興と多様な産業との有機的連携

3 観光立県は、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成される観光産業（以下「観光産業」という。）の振興を図ること及び観光産業と農業、漁業、製造業その他の産業（以下「多様な産業」という。）との有機的な連携を図ることにより、地域の産業活動、社会活動、文化活動その他の活動を活発にし、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならない。

【説明】



本項では、観光産業の振興と多様な産業との有機的連携について規定しています。

観光産業は、旅行業、運輸業、宿泊業及び飲食業など、これまでの関連分野に止まらず、観光ニーズの多様化や新たな産業の興隆に伴って、関わりのある産業の裾野がさらに広がっているところから、観光産業の一層の振興を図ることにより、本県経済の発展や雇用機会の増大を促す大きな役割を果たしていくものと考えます。

また、農業、水産業、製造業等の多様な産業が多くの人々の来訪を伴う観光と結び付けられることにより、それぞれの産業において、顕在する（又は潜在する）地域の資源を生かした新たな事業活動を促進する可能性を有していると考えられます。

これらの活動が、産業全般にわたるだけでなく、地域において社会面、文化面での様々な活動を活発化し、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成につながるという認識の下に観光立県を目指すものです。

(基本理念)

第3条 ○成田国際空港及び交流拠点としての港湾の活用

- 4 観光立県の実現に関する施策を講ずるに当たっては、本県には成田国際空港が設置されているという特性及び港湾がその本来の機能のほか人々の交流の拠点としての機能をも有するという特性が最大限に活用されるよう配慮されなければならない。

【説明】

本項では、成田国際空港及び交流拠点としての港湾の活用について規定しています。

国のビジット・ジャパン・キャンペーンにより、地域においても、国外からの来訪者を増加させる取組が進展しています。

こうした中、世界有数の国際空港である成田国際空港が本県内に存在していることは、他県にない強みであり、この特性が最大限に活用されるように、情報発信の強化や県内各地を周遊させる仕組みなどにより、来訪や滞在の促進を図ることが重要です。

また、港湾は物流だけでなく、人々が入り出したり、交流が図られる拠点としての機能を本来的に有していることから、三方を海に囲まれた本県として、来訪者の受入についても、その活用を図っていかなければならないという考え方を示したものです。

(基本理念)

第3条 ○観光と地域の環境・景観との調和

5 観光立県の実現に向けた取組は、地域の生活環境、自然環境及び景観を維持しつつ、継続してこれらとの調和を図ることが地域の魅力を増進させるという認識の下に行われなければならない。

【説明】

本項では、観光と地域の環境・景観との調和について規定しています。

第2条(定義)第3号で示した多くの人々の来訪を促す「観光づくり地域活動」に取り組んでいく中で、先人たちが代々守り引き継いできた様々な地域の資源を保全することが必要との考え方を明らかにしています。

本項目は、この考え方を踏まえ、観光振興の取組が、地域全体の生活環境、自然環境や景観を良好な状態に維持しながら行われること、そして両者の調和が継続的に図られることが重要であり、そのことが地域の魅力をもつという考え方を示したものです。

このことを図示すると次のとおりです。

